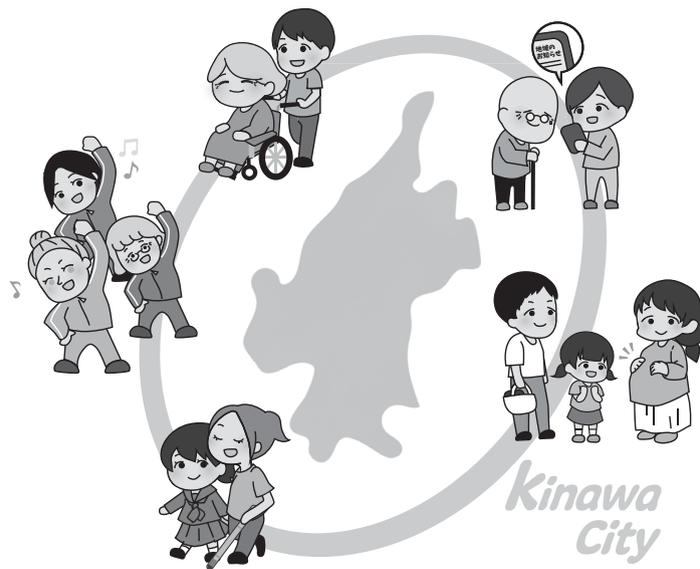


第1章 計画の策定にあたって



第1章 | 計画の策定にあたって

1. 計画策定の背景と目的

近年、我が国では、少子高齢化の進行による本格的な人口減少社会の到来、経済の担い手減少等による社会構造の変化により、かつてあったような地縁・血縁や地域住民のつながりの希薄化が進み、価値観やライフスタイルの多様化、雇用環境などの社会経済状況の大きな変化とともに、地域社会は急速に変容しつつあります。

このような状況の中、経済的困窮や低所得による生活不安、社会的孤立による孤独死や虐待、認知症高齢者や介護が必要な高齢者の増加、8050問題やダブルケア、権利擁護等のほか、経済面だけでなく、学びや文化的経験など多岐にわたるこどもの貧困、親子の健やかな育ちを支える切れ目のない支援など、複雑化・複合化してきている生活課題や多様化する福祉ニーズへの対応が求められています。

また、令和元年度に発生した新型コロナウイルス（COVID-19）感染症が、瞬く間に世界中に広がり、感染拡大防止対策により人とのつながりが制約される中であって、改めて地域福祉の在り方が問われています。

国においては、「ニッポン一億総活躍プラン」が閣議決定（平成28年6月）され、地域のさまざまな人たちが役割を持ち、支え合いながら、自分らしく活躍できる「我が事・丸ごと」地域共生社会の実現をめざしています。

これに伴い社会福祉法の一部が改正され、地域福祉計画の策定が市町村および都道府県の努力義務となり、高齢者、障がい者、児童等の分野別計画の上位計画として位置付けるほか、地域課題を解決するために、共通して取り組むべき事項の記載や包括的な支援体制の整備等に努めること等が定められました。

本市では、平成8年度に、福祉に限らず多様な分野を包含した『沖縄市地域保健福祉計画』を策定いたしました。第3次計画からは、市民意見の反映と市民参画による実践を目的に、市民との協働による計画づくりを行ってまいりました。

“ちゅいしいじいの心で支えあう 福祉文化の薫る沖縄市”を基本理念として推進してきた第5次計画は、令和3年度をもって満了となります。

そこで、これまでの取組状況や福祉ニーズ等を踏まえ、今後の本市における地域福祉の方向性を示し、取組を着実に推進するとともに、社会福祉協議会の地域福祉活動計画と一体的に策定することにより地域力の強化を図り、地域共生社会の実現をめざし、令和4年度を初年度とする「第6次沖縄市地域保健福祉（活動）計画」（以下、本計画という。）を策定いたします。

2. 地域福祉とは

地域福祉とは、誰もが住み慣れた地域で安心して暮らし続けられるよう、人と人がつながり、支えあい、地域生活課題の解決に向けて助け合う取組です。

市民が、お互いを尊重し合い、家族や友人、隣近所や自治会などとのつながりを大切に、誰もが孤立することなく、地域で役割を持ちながら支えあい、事業所や専門機関も含め、みんなで協力して地域生活課題の解決に取り組み、自分らしく心豊かに安心して生活できる地域を作っていくことが大切です。

個々の自立を基礎とした自助・共助・公助のバランスを保ちながら、一人ひとりの暮らしと生きがい、地域をともに創っていくことのできる「地域共生社会」の実現に向けて、地域でお互いを支えあう関係づくりや、困りごとを解決する仕組みづくりなど、福祉のまちづくりを推進する取組を本計画に位置づけ、市民のみなさんと共有し、計画的に進めていきます。

社会福祉法 第4条第2項（地域福祉の推進）

地域住民、社会福祉を目的とする事業を営業者及び社会福祉に関する活動を行う者（以下「地域住民等」という。）は、相互に協力し、福祉サービスを必要とする地域住民が地域社会を構成する一員として日常生活を営み、社会、経済、文化その他あらゆる分野の活動に参加する機会が確保されるように、地域福祉の推進に努めなければならない。

（1）地域共生社会とは

地域共生社会とは、制度・分野ごとの「縦割り」や「支え手」「受け手」という関係を超えて、地域住民や地域の多様な主体が「我が事」として参画し、人と人、人と資源が、世代や分野を超えて「丸ごと」つながることで、住民一人ひとりの暮らしと生きがいや地域を共に創っていく社会のことを言います。

国においては、地域共生社会の実現に向けた改革の骨格として、「地域課題の解決力の強化」、「地域丸ごとのつながりの強化」、「地域を基盤とする包括的支援の強化」、「専門人材の機能強化・最大活用」を4つの柱とし、一体的に改革を進めていくこととしています。



資料：厚生労働省 地域共生社会のポータルサイト

3. 計画の位置づけ

(1) 地域保健福祉計画の位置づけ

本計画は、社会福祉法第 107 条に基づき策定する市町村地域福祉計画で、沖縄市のまちづくりの最上位計画である「第5次沖縄市総合計画」のもと、地域保健福祉の取組を計画的に推進する計画として位置付けます。

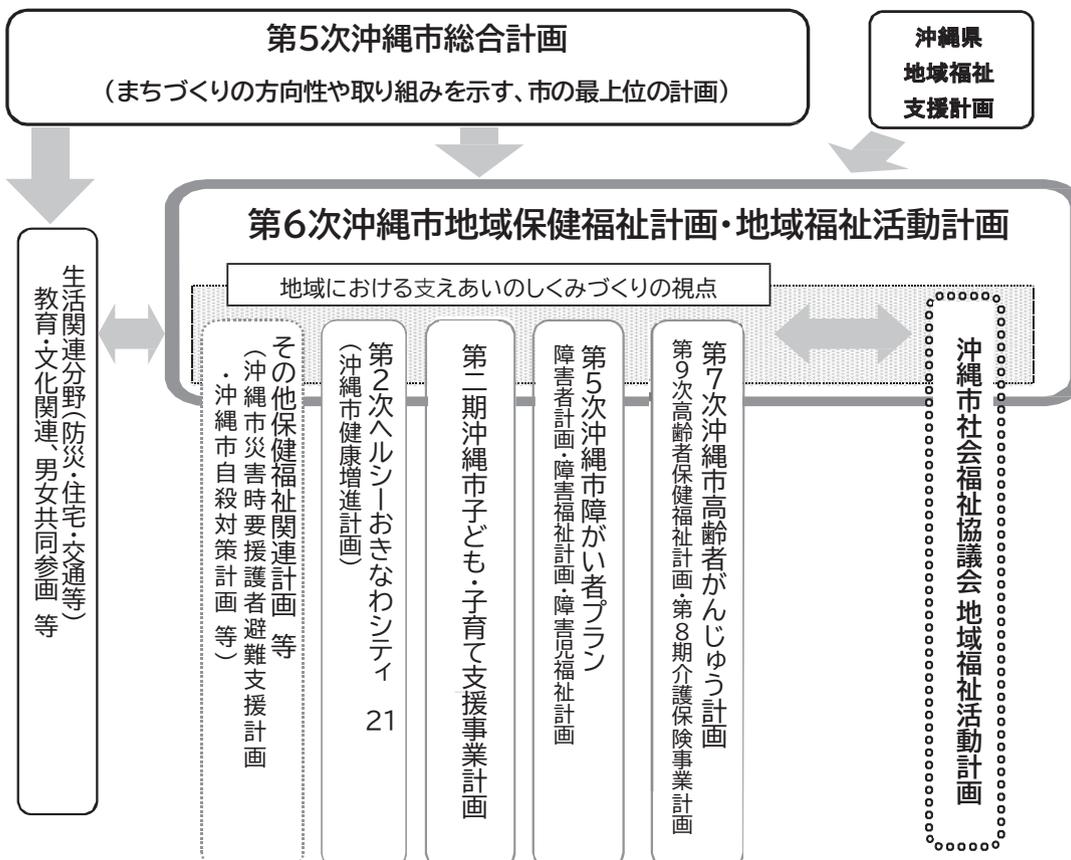
また、社会福祉法において、地域における高齢者、障がい者、児童、その他の福祉に関し共通して取り組むべき事項を定める分野別計画の上位計画として位置づけられたことから、本市においても、保健福祉分野の個別計画の上位計画に位置づけ、各計画との調和を図るとともに、地域福祉として一体的に展開することが望ましい福祉分野以外の関連計画とも連携を図ります。

(2) 地域保健福祉計画と地域福祉活動計画の一体的策定

地域保健福祉計画は、地域住民を主体とした福祉活動によって生活課題を解決していく体制づくりの指針を示す行政計画です。

地域福祉活動計画は、社会福祉法第 109 条に規定する民間組織である社会福祉協議会（以下、「社協」という。）が呼びかけて、地域住民や福祉団体、事業者などが相互協力して行う地域福祉活動の実践に向け策定する民間の活動・行動計画です。

沖縄市社会福祉協議会では初となる地域福祉活動計画と沖縄市地域保健福祉計画を一体的に策定することとし、理念や方向性を共有するとともに、相互に連携を図りながら各施策を実施することで、より効果的な地域福祉の推進を図ります。



(3) SDGs（持続可能な開発目標）

「SDGs（Sustainable Development Goals：持続可能な開発目標）」とは、2015年（平成27年）9月の国連サミットで採択された「持続可能な開発のための2030アジェンダ」で掲げられた、2030年までに持続可能な世界を実現するための国際社会の共通目標です。

17のゴール（目標）と169のターゲットで構成され、「地球上の誰一人取り残さない」社会の実現をめざし、国内でも、各自治体がSDGsへの取組を強化しています。

本計画においても、関連する7つの目標の達成に向けた取組を推進します。

1. 貧困をなくそう
3. すべての人に健康と福祉を
4. 質の高い教育をみんなに
5. ジェンダー平等を実現しよう
10. 人や国の不平等をなくそう
11. 住み続けられるまちづくりを
17. パートナーシップで目標を達成しよう



4. 計画の期間

本計画（地域保健福祉計画・地域福祉活動計画）は、令和4年度を初年度とし、令和8年度を目標年度とする、5年計画として策定します。

なお、社会情勢の変化や法令改正などの動向を踏まえ、必要に応じて見直しを行います。

上位・関連計画の計画期間

計画名	年度	H30	R1	R2	R3	R4	R5	R6	R7	R8	R9
		2018	2019	2020	2021	2022	2023	2024	2025	2026	2027
沖縄市総合計画		第4次総合計画 後期基本計画			第5次総合計画 前期基本計画					第5次総合計画 後期基本計画	
沖縄市 地域保健福祉計画 地域福祉活動計画		第5次 H29～R3年度				第6次 R4～R8年度				次期計画	
沖縄市子ども・子育て 支援事業計画		第1期 H27～R1年度		第2期 R2～R6年度				次期計画			
沖縄市障がい者プラン		第4次障がい者プラン			第5次障がい者プラン					次期計画	
障害者計画 (障害者基本法に基づく)		第4次			第5次					次期計画	
障害福祉計画 (障害者総合支援法に基づく)		第5期			第6期		第7期			次期計画	
障害児福祉計画 (児童福祉法に基づく)		第1期			第2期		第3期			次期計画	
沖縄市 高齢者がんじゅう計画		第6次 がんじゅう計画			第7次 がんじゅう計画		第8次 がんじゅう計画			次期計画	
高齢者保健福祉計画		第8次			第9次		第10次			次期計画	
介護保険事業計画		第7期			第8期		第9期			次期計画	
ヘルシー おきなわシティ21		H26～H30 年度	第2次 H31～R5年度				次期計画				

5. 計画策定にあたり考慮すべき事項

(1) 社会福祉法の改正

平成12年に、社会福祉事業法が社会福祉法に改正され、新たに「地域福祉の推進」が明記されるとともに、その計画的な推進を図る地域福祉計画の策定が盛り込まれ、個人の尊厳を尊重し、誰もが地域で安心して暮らせる、支え合いの仕組みづくりの必要性が示されました。

平成28年改正社会福祉法においては、社会福祉法人の公益性・非営利性を踏まえ、「地域における公益的な取組」の実施に関する責務が創設され、創意工夫をこらした多様な取組で、さまざまな地域生活課題や福祉ニーズに対応していくことが期待されています。

平成30年施行の社会福祉法改正では、地域福祉推進の理念とともに、市町村における包括的な支援体制づくりと地域福祉計画の充実が規定されました。

令和2年6月の改正では、地域住民の複雑化・複合化した支援ニーズに対応する包括的な支援体制構築を支援するための新たな事業およびその財政措置等が規定されました。

(2) 計画に盛り込むべき事項

改正社会福祉法では、地域福祉の推進に関する事項として、5つの事項を一体的に定める計画を策定することが努力義務とされています。

- ①地域における高齢者の福祉、障がい者の福祉、児童の福祉その他の福祉に関し、共通して取り組むべき事項
- ②地域における福祉サービスの適切な利用の促進に関する事項
- ③地域における社会福祉を目的とする事業の健全な発達に関する事項
- ④地域福祉に関する活動への住民の参加の促進に関する事項
- ⑤包括的な支援体制の整備に関する事項

(3) 福祉に係る他の制度・計画

① 成年後見制度

認知症や知的障がいなどの障がいがあることにより、財産の管理や日常生活等に支障がある方を社会全体で支え合うことは喫緊の課題であり、成年後見制度は、その方々を支える重要な手段であるにもかかわらず、十分に利用されていません。

こうした状況を踏まえ、平成28年に、成年後見制度の利用の促進に関する法律が施行され、国の「成年後見制度利用促進基本計画」を勘案し市町村計画を策定するよう努めることのほか、利用者がメリットを実感できる制度・運用の改善、権利擁護支援の地域連携ネットワークづくり、不正防止の徹底と利用しやすさの調和などに取り組むこととされています。

② 自殺対策

平成 29 年に、「自殺総合対策大綱～誰も自殺に追い込まれることのない社会の実現をめざして～」が閣議決定され、本市においても令和 2 年度を初年度とする沖縄市自殺対策計画を策定しました。

自殺対策は、生きることの阻害要因を減らし、生きることの促進要因を増やすことを通じて、社会全体の自殺リスクを低下させる方向で推進するものとされています。自殺防止といった狭義の自殺対策だけでなく、生きる支援に関する地域のあらゆる取組を「生きることの包括的な支援」として推進することが重要です。

医療、保健、福祉等の各施策との連動性を高め、地域共生社会の実現に向けた取組などとの連携を推進するなど、地域福祉計画との一体的な展開に取り組む必要があります。

③ 再犯防止推進計画

犯罪や非行をした人の中には、貧困や疾病、厳しい生活環境等のさまざまな生きづらさや、立ち直りに多くの課題を抱える人が少なくありません。その課題に対応し、再犯を防止するためには、犯罪や非行をした人の更生に理解を深め、地域で孤立することがないように、円滑な社会復帰を支援していくことが重要です。

平成 28 年に、「再犯の防止等の推進に関する法律（再犯防止推進法）」が施行され、国の再犯防止推進計画を勘案した地方再犯防止推進計画を策定することが、市町村の努力義務とされました。

再犯の防止に向け、犯罪や非行をした人に対して、必要な保健医療・福祉サービス、住まい、就学や就労、生活困窮への支援等を適切に提供し、地域での生活を続けていくための施策を総合的に推進する取組は、地域福祉と一体的に展開することが望ましいと考えられます。

④ 住宅供給促進計画

平成 29 年に改正された住宅セーフティネット法により、「新たな住宅セーフティネット制度」が創設され、増加する空き家を活用して、住宅確保要配慮者（低所得者、被災者、高齢者、障がい者、子育て世帯等）の住まいを確保するとともに、円滑な入居・居住のために必要な支援を行う取組が推進されています。

居住支援政策は、住宅を供給すれば終わりではなく、入居前後を通じて住宅確保要配慮者の生活を組み立てていくことも求められていることから、地域における住宅確保要配慮者については、沖縄県賃貸住宅供給促進計画と連携を図りながら、一体的に取り組む必要があります。

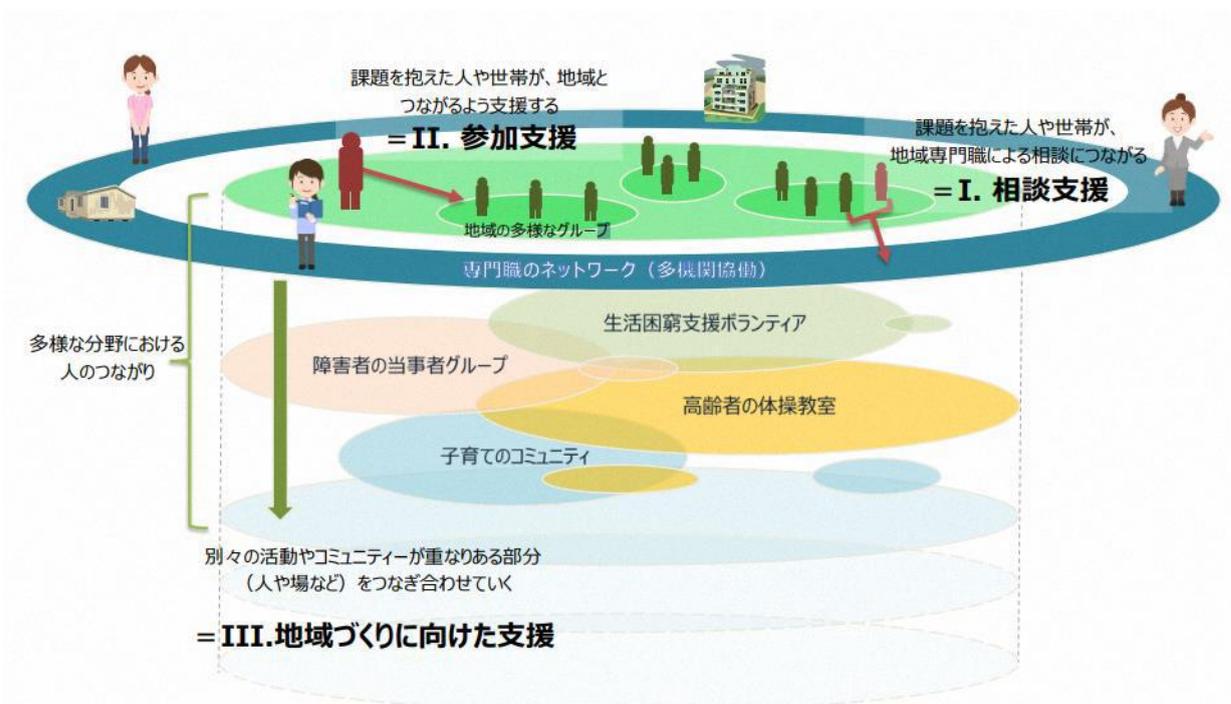
(4) 重層的支援体制整備事業

地域住民が抱える課題が複雑化・複合化する中、高齢・障がい・子ども・生活困窮といった分野別の支援体制では、複合的な課題や制度の狭間のニーズへの対応が困難になっています。

社会福祉法の改正により創設された「重層的支援体制整備事業」は、市町村全体の支援機関・地域の関係者が断らず受け止め、つながり続ける支援体制を構築することをコンセプトに、「属性を問わない相談支援」、「参加支援」、「地域づくりに向けた支援」の3つの支援を一体的に実施することとしています。

<p>相談支援</p>	<p>相談者の属性、世代、相談内容に関わらず、包括的相談支援事業において相談を受け止め、複雑化・複合化した事例については、調整役を担う多機関協働事業につなぎ、課題の解きほぐしや関係機関間の役割分担を図り、円滑な相互連携のもと支援ができるようにする。ひきこもりなど、自ら支援につながる事が難しい場合には、アウトリーチ相談等を通じた継続的支援により、本人との関係性の構築に向けて支援をする。</p>
<p>参加支援</p>	<p>介護・障がい・子ども・困窮等の既存制度では対応できない狭間のニーズに対応するため、本人のニーズと地域資源との間を取り持つことで、多様な資源の開拓を行う総合的な支援機能を確保し、本人・世帯の状態に寄り添って、社会とのつながりを回復する支援を実施する。</p>
<p>地域づくりに向けた支援</p>	<p>地域づくり事業を通じて住民同士のケア・支え合う関係性を育むほか、他事業と相まって地域における社会的孤立の発生・深刻化の防止をめざす。各分野の地域づくりに係る事業を一体として実施し、住民同士が出会い参加できる場を確保し、多世代の交流や活躍の場を生み出すコーディネートを行う。</p>

《さまざまな支援を重ねてつないでいく「重層化」のイメージ》



資料：重層的支援体制整備事業に関わるようになった人に向けたガイドブック

6. 第6次計画の策定に向けた主な課題

本市の地域福祉を取り巻く現状とアンケート調査などの基礎調査から把握した課題を整理し、第6次計画において、特に重点的に取り組む必要がある課題を以下の5つとします。

1. 地域福祉活動の担い手の発掘・育成、活動支援

- ・各調査結果においても、地域福祉に関わる各種団体やボランティアなどの人材不足が課題として多くあげられており、活動を支える人材の発掘・育成について、リーダー的な役割を担える人材の確保と併せて重点的に取り組む必要がある。
- ・市民の中には、地域活動やボランティア活動に参加したい意向を持つ方も多く、さまざまな活動内容等の情報発信を強化し、参加するきっかけづくりや活動とのマッチング等のほか、継続して活動ができるよう支援していくことも求められている。
- ・福祉への関心や意識を高めるため、学校や地域における福祉教育を実施するほか、正しい知識の普及や地域活動につながる講座など学びの場の充実を図ることも必要である。

2. 福祉施策や支援機関等の情報発信の強化

- ・福祉サービスや相談窓口、福祉団体等の活動内容、地域活動の取組状況など、福祉に関する情報不足が指摘されており、各団体等との連携による情報発信の取組の強化が重要である。
- ・若い世代にも行き届くような情報発信手段の活用が必要であり、広報おきなわのほか、SNSや各種媒体を活用し、受け手に配慮した情報発信に取り組む必要がある。

3. 包括的な支援体制の構築

- ・核家族化や一人暮らし世帯の増加、地域とのつながりの希薄化が進み、地域での支えあいが一層重要となっており、こどもから高齢者まで、互いに見守り、助けあえる関係づくりや仕組みづくりが必要である。
- ・複雑化・複合化した課題への対応や、表面化されにくい支援ニーズの掘り起こしなど、個々の世帯に応じた支援ができるよう、地域の身近な相談者をはじめ、福祉連絡会などの地域ネットワークおよび専門的な支援機関との連携など、重層的な支援体制の構築が求められている。
- ・個人情報保護により地域住民の情報が得られないことが、見守り活動などの課題としてあげられており、情報提供される側の市民の理解のもと、住民情報の提供のあり方や手法等について検討する必要がある。

4. 災害への備え・安全の確保

- ・災害時の避難場所や避難経路を周知し、すべての市民が、災害への備えが十分にできるよう、避難訓練や防災に関する講座の開催など、平時からの啓発活動に取り組む必要がある。
- ・地域防災力の要となる自主防災組織の結成促進と活動支援が必要である。
- ・災害時の避難行動要支援者の把握および支援事業の周知を重点的に取り組む必要がある。
- ・福祉避難所の増設および周知に取り組み、災害発生時における要支援者の安全確保が求められている。

5. 地域保健福祉(活動)計画の周知

- ・地域保健福祉(活動)計画に位置づけられた取組内容を市民や関係団体等と共有し、市と社会福祉協議会が中心となり実践に努め、市域全体で福祉のまちづくりを推進していく必要がある。